

議案第24号，第25号

平成30年3月9日

# 市議会定例会追加議案

鈴 鹿 市

## 議 案 目 次

議案第 24 号	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1
議案第 25 号	鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	3

議案第24号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，所要の規定整備を行うについて，地方自治法第96条第1項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第25号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族加算額を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「，第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には，そのうち1人については」及び「）を，第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には，そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，第2条の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第3号に規定する傷病補償年金，同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については，なお従前の例による。